

あきたアグリヴィーナスネットワーク運営業務委託 企画提案競技審査会実施要領

第1 目的

あきたアグリヴィーナスネットワーク運営業務委託の委託契約候補者を選定するための審査方法等について、必要な事項を定める。

第2 審査会及び審査員

企画提案競技実施要領第10に基づき審査会を設置し、その審査員は次のとおりとする。

- ・審査員長 農林水産部 農業経済課 課長
- ・審査員 農林水産部 農業経済課販売戦略室 室長
- ・審査員 観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 課長

第3 審査方法

企画提案者によるプレゼンテーション、ヒアリング、協議により審査する。

第4 評価項目及び評価基準等

- 1 評価項目 別表1のとおり
- 2 評価基準 別表2のとおり

第5 選定方法

- 1 別紙審査票により、5段階評価で評価する。
※ただし、評価項目「V 賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組」については、上記評価方法によらず、別表3の条件を満たした項目について評価基準どおりの得点を与えるものとする。
- 2 全てのプレゼンテーション、ヒアリング終了後、事務局が審査票を回収し、各評価項目に所定の係数を乗じて項目ごとの得点を算出し、これを合計して得点（100点満点）とする。
- 3 審査員ごとに算出した得点を提案者ごとに集計し、最高得点者を委託契約候補者とする。
なお、標準点（審査員得点合計180点）に達しない企画提案は、協議の対象としない。
- 4 最高得点者が複数となった場合は、審査員の協議により決定する。

第6 審査会の庶務

審査会の庶務は、農業経済課 調整・六次産業化チームが行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月11日から施行する。

別表１ 評価項目、配点、係数

評価項目		評価 (５段階評価)	係数	評価点 (係数×評価)
Ⅰ 目的・期待する効果実現への期待度				
	ア 仕様書を的確に理解しており、具体的、かつ実現可能な内容であり、創意工夫の優位性があるか	1・2・3・4・5	3	15
Ⅱ 委託業務に関する具体的な提案内容				
	イ 研修会の内容は、女性農業者のレベルに相応であり、資質向上や相互研鑽につながる内容であるか	1・2・3・4・5	3	25
	ウ 情報交換会については、開催時期や場所など、会員が集まりやすい工夫がなされているか	1・2・3・4・5	3	15
	エ ネットワーク及び会員やその商品について、PRにつながる取組が具体的に盛り込まれているか	1・2・3・4・5	3	15
Ⅲ 実施体制・業務への適応性				
	オ 同様の企画運営を行った実績、業務遂行のための適任者、具体的かつ明確な役割分担を有しており、本業務への適応性が認められるか	1・2・3・4・5	1	10
Ⅳ コストの優位性				
	カ 見積額に比して提案内容が充実しておりコスト面で優位性が高いと認められるか	1・2・3・4・5	2	10
Ⅴ 賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組【事務局による算出】				
	キ 賃金水準の向上の取組に関する加点措置			最大 5
	ク 女性の活躍推進の取組に関する加点措置			最大 5
【算出方法】 評定値×係数＝審査員の得点 各審査員得点の合計＝提案者の総得点		100		

※満点 300点（配点合計×審査員数）

※標準点180点（配点の 6 割×審査員数）

別表２ 評定値、判断基準

評価	判断基準
1	非常に劣っている
2	劣っている
3	標準（要求を最低限満たしている）
4	優れている
5	非常に優れている

別表 3 加点措置に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法（※2）	各	最大 0.5
			次世代法（※2）	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定（※1）			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法（※2）	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法（※2）	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法（※2）ユースエール		0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰（※3）		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰（※3）			
子ども・子育て支援知事表彰（※3）					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。